

➤ 離職されたみなさまへ 〈高年齢求職者給付金のご案内〉 ◀

このパンフレットは、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票－2」の裏面もお読みください。

※ 受給手続きには個人番号確認書類（マイナンバーカードなど）が必要です。

① 高年齢求職者給付金の対象となる方

高年齢被保険者であった方が失業した場合に支給される手当を高年齢求職者給付金といいます。高年齢求職者給付金の支給を受けるには、次の（１）、（２）の要件をすべて満たしている必要があります。

（１）離職の日以前１年間に、被保険者期間が通算して６か月以上あること。

被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から１か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が１１日以上ある月を１か月と計算します。なお、賃金支払基礎日数が１１日以上、賃金の支払の基礎となった時間数が８０時間以上の月を１か月として計算します。

（２）失業の状態にあること。

離職し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）があり、積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就いていない状態」にある方をいいます。

② 次のような方は、原則として支給を受けられません

原則として次に該当する方には支給されませんが、その状態によって支給可能になる場合もありますので、ハローワークにご相談ください。

- | | |
|---|---|
| １．家事に専念する方 | ７．自分の名義で事業を営んでいる方 |
| ２．昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方 | ８．会社の役員等に就任している方
（就任の予定や名義だけの役員も含みます。） |
| ３．家業に従事し職業に就くことができない方 | ９．就職・就労中の方（試用期間を含みます。） |
| ４．自営を開始、または自営準備に専念する方
（求職活動中に創業の準備・検討を行う方は支給可能な場合があります。） | １０．パート、アルバイト中の方
（週あたりの労働時間が２０時間未満の場合は支給を受けることが可能な場合があります。） |
| ５．次の就職が決まっている方 | １１．同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方 |
| ６．雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方 | |

③ 給付を受ける手続きは（次のものをお持ちください）

高年齢求職者給付金を受給するためには、みなさまの住所を管轄するハローワークへ、ご自身で求職申込み（⑤参照）などの手続きをしてください。

１．離職票－１、離職票－２

２．マイナンバーカード

マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①個人番号及び②身元（實在）確認書類をお持ちください。

- ① 個人番号確認書類（いずれか１種類）：通知カード、個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）
- ② 身元（實在）確認書類：（１）のうちいずれか１種類。（１）の書類をお持ちでない方は、（２）のうち異なる２種類（コピー不可）
 - （１）運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）など
 - （２）公的医療保険の資格確認書、児童扶養手当証書など
- ３．写真１枚（最近の写真、正面上三半身、ﾀｲﾍﾞﾙ 3.0 cm × ｺﾛ 2.4 cm。）
- ４．本人名義の預金通帳またはキャッシュカード（一部の金融機関を除く）

※船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申込みをお願いします。



厚生労働省 ハローワーク

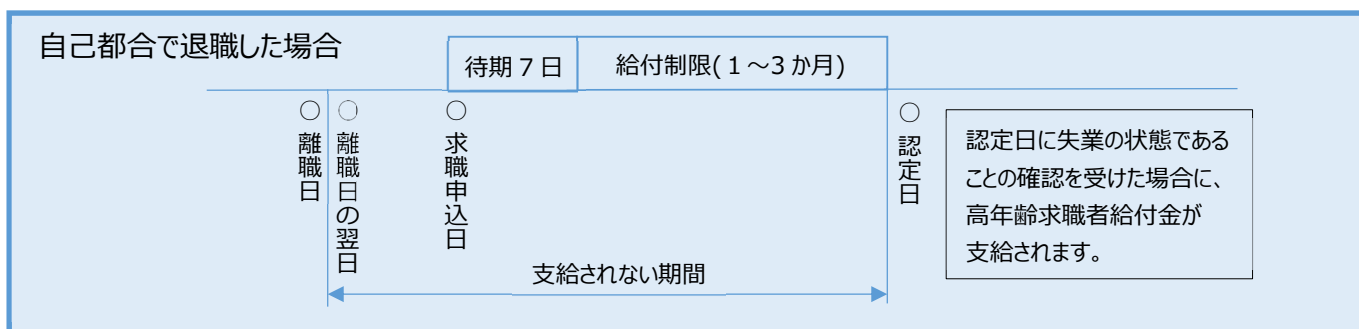
LL071030 保 01 新潟 13-2 0804

④ 早めに求職申込みの手続きをしてください

高年齢求職者給付金は、ハローワークまたは地方運輸局に離職票の提出と求職の申込みを行った日から、失業の状態にあった日が7日間経過してからでなければ支給されません。これを「待期」といいます。

また、自己都合で退職した場合は待期が経過した後さらに1か月（令和7年3月31日以前に自己都合で退職した場合は2か月、自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された場合は3か月）経過するまで、高年齢求職者給付金が支給されません。これを「給付制限」といいます。

高年齢求職者給付金の支給を受けるためには、待期および給付制限期間が経過することが見込まれる日の後に、ハローワークまたは地方運輸局が指定する失業の認定日に来て、失業の状態にあることの確認を受けなければなりません。



高年齢求職者給付金の支給額は、被保険者であった期間に応じて次表に掲げる日数分の基本手当に相当する額※とされていますが、支給を受けることができる期限（受給期限）は、**離職日の翌日から1年**です。求職申込みの手続きが遅れた場合、次表に掲げる日数分の支給を受けることができなくなることがあります。 お早めに求職申込みの手続きをしてください。

被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上
高年齢求職者給付金の額	30 日分	50 日分

※ 失業している日に受給できる1日当たりの金額を「**基本手当日額**」といいます。

原則として、離職の日以前の6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（「賃金日額」といいます）のおよそ5～8割で、賃金の低い方ほど高い給付率となっています。

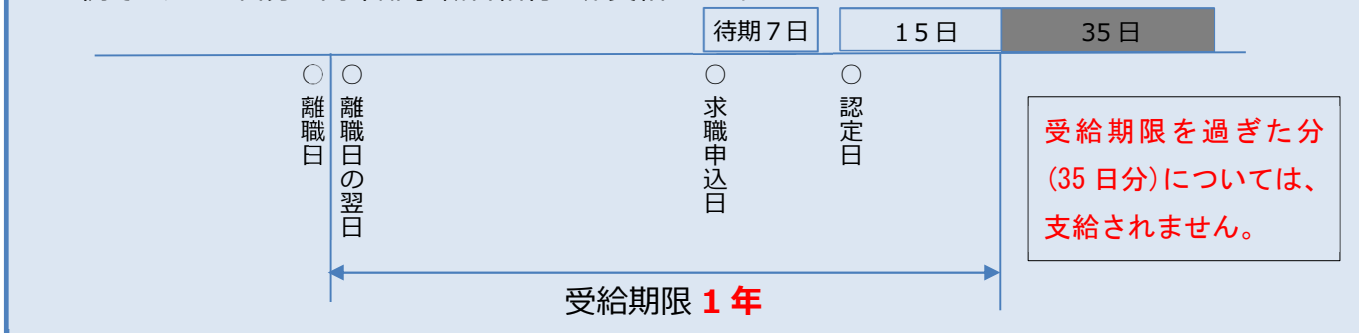
また、基本手当日額には、上限額・下限額が定められています。

◆ およその計算式

$$\left(\frac{\text{離職以前6か月の賃金の合計}}{180} \right) \times (\text{給付率 } 50\sim 80\%) = \text{【基本手当日額】}$$

賃金日額

この例では、15日分の高年齢求職者給付金が支給されます。



⑤ 求職申込み手続きのご案内

雇用保険受給手続きなどを行う場合は、住所を管轄するハローワークで求職申込み手続きをする必要があります。

既にハローワークに求職登録されている方は、スマートフォン等から求職者マイページ（次ページをご覧ください。）をご提示いただくか、「ハローワーク受付票」または「ハローワークカード」をお持ちいただければ、改めて求職登録の手続きを行う必要はありません。

申込み方法①：ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンから、「ハローワークインターネットサービス」にアクセスし、オンライン上の求職登録を行う。（※雇用保険の受給手続きを行う場合は、ハローワーク窓口での追加の手続きが必要です）

申込み方法②：ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）で、求職申込み情報を入力（仮登録）後に、窓口で申込み手続きを行う。

※ 求職申込書（筆記式）もご用意しています。

雇用保険受給開始までの求職申込み手続きの流れ

①ご自宅のパソコンやスマートフォンからハローワークインターネットサービスにアクセスし求職者マイページアカウント登録を行う

②ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）で求職申込み情報を入力（仮登録）する
※「求職申込書」（筆記式）もご用意しています

アカウント登録完了後 14 日以内に求職情報を登録し、求職者マイページを開設する。

<窓口>

申込み手続きを行う
（申込み内容や希望条件の確認など）

オンライン上の求職登録完了
（オンライン登録者）

求職申込み受付完了
（ハローワーク受付票を交付）

<窓口>

給付を受給するハローワークの相談窓口でのご相談
（※受給資格決定日と同日でも可）

職業相談、求人情報の提供、応募書類の作成アドバイス、職業紹介などの各種サービスをご利用いただけます

求職者マイページのご案内

ハローワークインターネットサービス上に「求職者マイページ」を開設すると、スマートフォンやタブレット、ご自宅のパソコンから以下のサービスが利用でき、お仕事探しがより便利になります。

- 求人の検索条件や気に入った求人を保存することができます。
- ハローワークでご紹介した求人内容や応募履歴を確認することができます。
- メッセージ機能により、応募した求人の担当者とやりとりできます。ハローワークから求人情報やお知らせをお送りする場合もあります。
- 登録した情報の確認や変更ができます（※雇用保険の失業給付等を受給されている方は、変更内容によって、別途給付窓口での手続きが必要になる場合があります。詳しくは受給をされているハローワーク窓口までお問い合わせください。）。
- ハローワークから職業紹介（オンラインハローワーク紹介）を受けることができます。
- 求人に直接応募（オンライン自主応募）することができます。

※ オンライン自主応募はハローワーク紹介とはならないため、常用就職支度手当等の受給を検討されている方はご注意ください。

<留意事項>

- ・ 求職者マイページは、ハローワークおよびハローワークインターネットサービスを利用して就職活動を行うことを希望する方を対象に、求人情報の検索・閲覧など仕事探しに必要なサービスを提供するものです。
- ・ 「求職者マイページ」を開設するには、ハローワークへの求職登録が必要です。求職が無効となった場合、一部サービスが利用できなくなります。
- ・ マイページを開設するには、ログインアカウントとして使用するメールアドレス、パソコン、スマートフォンなどが必要です。なお、利用規約およびプライバシーポリシーに同意いただく必要があります。

「生涯現役支援窓口」のご案内

一部のハローワークでは、再就職を目指すおおむね 60 歳以上の方を対象とし 65 歳以上の方を重点的に支援する「生涯現役支援窓口」が開設されています。お気軽にご利用ください。

窓口を開設しているハローワークは、次ページをご参照ください。

《医療・介護・保育の仕事を検討してみませんか》

「どんな仕事を選べばいいんだろう？」と迷っているなら、医療・介護・保育の仕事を検討してみませんか。

無資格・未経験から始められ、働きながら資格取得に取り組むことで、キャリアアップを目指すことができます。

また、柔軟な勤務形態が選べて、子育てや介護といった様々な事情との両立もかないます。

医療・介護・保育の仕事は、地域を問わず必要とされる仕事だからこそ、全国で多くの求人があり、今の自分に合った職場がきっと見つかります。



人の生活を支える

他にはない仕事がここで見つかる



医療・介護・保育の求人を探すなら
ハローワーク



まずは求人を探してみる

医療・介護・保育に特化した求人検索ページで、希望の勤務地や職種、こだわり条件から簡単に求人を探すことができます。

登録不要、最短 10 秒で求人を見ることができます。

気になる求人があればハローワークにお気軽にご相談ください。



ハローワーク（公共職業安定所）一覧表

ハローワーク (公共職業安定所)	生涯現役 支援窓口	所在地（郵便番号）	電話番号	管轄区域
新潟	あり	〒950-8532 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2号館 1・2階	025-280-8609	新潟市のうち北区、東区、中央区、 江南区、西区
長岡	あり	〒940-8609 長岡市千歳 1-3-88 長岡地方合同庁舎内	0258-32-1181	長岡市(旧川口町を除く) (記載は長岡本所分のみ)
(小千谷)	—	〒947-0028 小千谷市城内 2-6-5	0258-82-2441	小千谷市、長岡市のうち旧川口町
上越	あり	〒943-0803 上越市春日野 1-5-22 上越地方合同庁舎内	025-523-6121	上越市(中郷区、板倉区を除く) (記載は上越本所分のみ)
(妙高)	—	〒944-0048 妙高市下町 9-3	0255-73-7611	妙高市、 上越市のうち中郷区、板倉区
三条	あり	〒955-0053 三条市北入蔵 1-3-10	0256-38-5431	三条市、加茂市、見附市、 南蒲原郡(田上町)
柏崎	—	〒945-8501 柏崎市田中 26-23 柏崎地方合同庁舎内	0257-23-2140	柏崎市、刈羽郡(刈羽村)、 三島郡(出雲崎町)
新発田	あり	〒957-8506 新発田市日渡 96 新発田地方合同庁舎内	0254-27-6677	新発田市、阿賀野市、胎内市、 北蒲原郡(聖籠町)
新津	あり	〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町 4-18-8 新津労働総合庁舎内	0250-22-2233	新潟市のうち秋葉区、南区、 五泉市、東蒲原郡(阿賀町)
十日町	—	〒948-0004 十日町市下川原町 43	025-757-2407	十日町市、中魚沼郡(津南町)
糸魚川	—	〒941-0067 糸魚川市横町 5-9-50	025-552-0333	糸魚川市
巻	あり	〒953-0041 新潟市西蒲区巻甲 4087	0256-72-3155	新潟市のうち西蒲区、 燕市、西蒲原郡(弥彦村)
南魚沼	あり	〒949-6609 南魚沼市八幡 20-1	025-772-3157	南魚沼市、南魚沼郡(湯沢町) (記載は南魚沼本所分のみ)
(小出)	—	〒946-0021 魚沼市佐梨 682-2	025-792-8609	魚沼市
佐渡	—	〒952-0011 佐渡市両津夷 269-8	0259-27-2248	佐渡市
村上	—	〒958-0033 村上市緑町 1-6-8	0254-53-4141	村上市、岩船郡(関川村、粟島浦村)

地方運輸支局等 ※ 船員であった方で、離職後引き続き船員での就職を希望される方

地方運輸支局	所在地（郵便番号）	電話番号	管轄区域
北陸信越運輸局 海事部 船員労政課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2号館 5階	025-285-9157	新潟県全域

ハローワーク（公共職業安定所）窓口のご利用について

※ 雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の8時30分～17時15分です。また、「受給資格決定」の他に「求職の申込み」の手続きもあり、求職申込みには一定の時間がかかること等から、16時前までのご来所をお勧めします。

※ 職業相談には一定の時間がかかること等から、職業相談・職業紹介をご利用いただくにあたっての時間帯（夜間開庁や土曜開庁の日は除いた平日）は、9時～17時の間にご利用ください。

※ ご来所の際は、駐車場が限られていますので、なるべく公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。

詳しい手続きについては、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。

厚生労働省 HP に雇用保険の Q&A を掲載しておりますので、ご覧ください。

【URL はこちら】 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html>



厚生労働省 ハローワーク